

横浜港大さん橋国際客船ターミナル
大さん橋ホール(第1ホール)、CIQプラザ(第2ホール)、出入国ロビー、会議室など
施設利用規則

(目的)

第1条 この規則は、指定管理者である相鉄企業・横浜港振興協会・相鉄エージェンシー共同事業体(以下、「当事業体」という。)が管理する大さん橋ホール(第1ホール)、CIQプラザ(第2ホール)、出入国ロビー施設(以下「施設」という。)を円滑かつ適正にご利用いただくために必要な事項を定めるものです。

(利用申込)

第2条 施設利用申込の予約受付開始日は、表1のとおりです。電話などでお問い合わせください。(予約の受付)その後、当事業体が利用調整を行いますので、必ずしもご希望の日程をご利用いただけるとは限りません。ご利用希望、ご利用期間及びご利用面積などにより調整のうえ、決定いたします。(予約の確定)

- 2 予約の確定は、当事業体が利用者に口頭または書面(FAX)にてご連絡を申し上げます。
- 3 利用者は、予約確定以降、当事業体が指定する期日までに施設利用申込書を提出していただきます。指定期日までに施設利用申込書のご提出がない場合は予約を取り消させていただきます場合もあります。施していただきます。以下のとおり当事業体の審査後、結果をお知らせいたします。
- 4 施設を利用しようとする方(以下「利用者」という。)は、別に定める「施設利用申込書」を当事業体に提出することにより、利用承認をいたします。
- 5 利用者は施設利用申込書の提出と同時に、当事業体の求めに応じ、利用計画書を提出していただきます。
- 6 申込は、催物の主催者が利用者として直接行っていただきます。

(利用日時等)

第3条 施設の利用日に制限はありません。ただし当事業体が、法定点検等のために休館日を設定する場合がございますので、あらかじめご確認ください。

(利用の承諾)

第4条 当事業体が施設利用申込書を受領し、その内容が、第5条に定める利用制限事項に該当しないと認めるときは、利用承認書を利用者に発行いたします。

- 2 利用承認書は原則として当事業体が施設利用申込書を受領した日から10日以内に発行いたしますが、審査委員会の開催状況により若干遅延する場合があります。なお、審査委員会にて第5条第1項の各号に抵触すると判断した場合、ご利用をお断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

(利用の制限・予約の取消)

第5条 当事業体は、利用の内容が次の事項に該当する場合、施設の利用の制限もしくは予約の取消をさせていただきます。

- (1) 公の秩序または善良なる風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (2) ホールや展示場としての品位を損なう恐れがあると認められるとき。
- (3) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 宗教の勧誘などに利用する恐れがあると認められるとき。
- (5) 催物の性質が周辺地域の静穏を乱す恐れがあると認められるとき。
- (6) 施設及び設備・備品を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (7) 施設の他の利用者や催事に不都合又は支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (8) その他、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

(施設利用料金など)

第6条 施設利用料金は表2に定める「利用料金表」の通りといたします。

- 2 利用者には施設の公開時間(9:00~22:00)外に施設をご利用(公開及び設営撤去などに使用)される場合は、表3の公開時間外諸経費をご負担いただきます。

(施設利用料金の納入)

第7条 利用者には原則として表4に定める期限までに定められた利用料金を当事業体に前納していただきます。また、納入は原則として当事業体が指定する銀行口座への振込み(振り込み手数料は利用者負担とします)にてお支払い下さい。

- 2 利用者には本条第1項にかかわる利用料金の残金を利用開始日の1ヶ月前までに当事業体に前納していただきます。
- 3 本条第1項および第2項の規定にかかわらず、屋上広場、部屋貸し出し、撮影のみの利用者には、施設利用料金の全額を当事業体が指定する日までに前納していただきます。
- 4 表5 オプション費用および公開時間外経費等の会場利用料金以外の料金は、利用開始日の14日前までに前納していただきます。ただし、当事業体が必要と認めるときは、その金額を、使用終了後1ヶ月以内に納入していただきます。

(利用の変更及び取消)

第8条 利用者の都合により、利用期日・時間・場所等を変更するとき、又は予約・申込みを取消ときは、すみやかに当事業体に書面にて通知していただきます。

- 2 その際、すでにお支払いを済ませられた施設利用料金については、原則として返還いたしません。
- 3 当事業体に発注したオプションサービス等ですでに発生した経費の全額をお支払いいただきます。
- 4 利用開始日の1年前以前の変更については第8条第2項を適用いたしません。

(利用権の譲渡禁止)

第9条 利用者は当事業体の承諾なく施設等の利用権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸できません。

(施設等の変更禁止)

第10条 利用者は、施設等に特別の設備又は変更を加えることができません。ただし、あらかじめ当事業体の承認を受けたときは、この限りではありません。

(利用者の義務)

第11条 施設等の利用承諾を受けた利用者は、次の事項を遵守していただきます。

- (1)承諾された利用申込書の内容に従って誠実に催物を開催すること。
- (2)利用開始日の1ヶ月前までに当事業体担当者と催物等の詳細について協議すること。
- (3)当事業体が必要に応じ随時連絡がとれるよう、連絡先を明らかにしておくこと。
- (4)施設利用中(準備・撤去期間中を含む)に発生した事故については、利用者自身のみならず、関係業者や来場者にかかわる事故についても、すべて利用者が責任を負うこと。
- (5)施設内及び当事業体が管理する敷地において、善良な風俗又は慣習を害する行為、その他、施設及び当事業体が管理する敷地の維持又は管理・運営に支障を来すと認められる行為をしないこと。
- (6)施設内及び当事業体が管理する敷地において、当事業体の承諾を受けずに物品の販売宣伝等の営利行為をしないこと。
- (7)施設の利用終了後は、清掃を自ら行い原状復帰に努めること。利用者都合により原状復帰が困難な場合は、当事業体指定業者にて行うこと。
- (8)施設利用にかかわる電気工事(一次側幹線工事)、ケーシングについては、原則として当事業体の指定業者にて行うこと。

(管理責任)

第12条 利用者には、利用施設等を善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

- 2 施設利用中及び準備・撤去中は、当利用規則及び当事業体が指示した防災指針に従い、利用者の責任において管理者を定め、当事業体と連絡・調整を図りながら火災と事故防止に努めていただきます。
- 3 施設利用に関する法令に定められた関係官庁への届出及び許可申請等については、利用者に行っていただきます。
- 4 利用者は、当事業体と連絡・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する諸配慮、来場者及び来場車両の整理、作業員等関係者の管理監督を行っていただきます。
- 5 施設内の催物開催および設営撤去等において、多数の来場者や関係者および車両が予想されるとき、または他の催物等の開催に支障を及ぼす恐れがあると当事業体が認めるときは、当事業体又は利用者が警備専門会社を雇う等万全の警備体制及び来場者整理誘導體制を敷くこととし、その費用は、利用者の負担とさせていただきます。
- 6 利用者には利用終了時に利用した施設等を原状に回復していただきます。

(利用承諾の取消)

第13条 次の各号のいずれかに該当するとき、当事業体は利用許可を取消することができます。また、施設使用中であっても、施設利用の制限又は停止をさせることができるものとさせていただきます。

- (1)第5条第1項の各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (2)施設利用申込書に虚偽の記載があると認められたとき又は承諾した利用の目的・内容と異なる目的・内容で利用するとき。
 - (3)利用を許可された施設以外の場所で作業又は催事行為を行ったとき。
 - (4)施設等の利用に関して当事業体が定める規則や横浜市港湾施設使用条例を遵守しなかったとき。
 - (5)施設等の利用に関して法令に定める関係官公庁への届出を怠ったとき。
 - (6)所定の期日までに施設利用料金を納入していないとき。
 - (7)災害その他不可抗力によって施設等の利用ができなくなったとき。
 - (8)施設等の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 本条第1項第1号から第6号の場合は、第8条第2項および第3項を準用します。
 - 3 すでに支払われた施設利用料金は、第13条第1項第7号及び第8号により利用を取消した場合のみ、当事業体はその全額または一部を払い戻すことがあります。

(賠償及び免責)

第14条 施設及び設備・備品の管理・運営等につき利用者及びその関係業者や来場者に起因する損害が発生した場合には、利用者による損害額を賠償していただきます。

- 2 利用者が、この規則に記載されている事項及び施設利用等に関する当事業体との協議事項等に違反し、損害が発生した場合も、前項と同様に損害額を賠償していただきます。
- 3 施設等の利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難や被損事故などの全ての事故について当事業体に重大な過失が無い限り、当事業体は一切の責任を負いません。
- 4 第13条第1項により、利用者及びその関係業者や来場者に損害が生じる場合があっても、当事業体はその責任を負いません。

附 則

この規定は、平成18年6月1日から施行する。

表1 施設の利用申込みの開始日(予約の確定の受付日)

利用場所	受付開始日	ご注意
大さん橋ホール(第1ホール)、CIQプラザ(第2ホール)、出入国ロビー	一般利用 1年6ヶ月前より 市民利用 6ヶ月前より	一般利用から市民利用へのご利用変更はできません。

表2 利用料金表(消費税込み)

項目	内容及び公開時間	金額	貸出単位
大さん橋ホール CIQプラザ (一般利用) 1	一般・全日・土日祝日(催事本番) 09:00-22:00	500,000円	/日
	一般・全日・平日(催事本番) 09:00-22:00	400,000円	/日
	一般・全日・土日祝日(準備・撤去のみ) 09:00-22:00	250,000円	/日
	一般・全日・平日(準備・撤去のみ) 09:00-22:00	200,000円	/日
	一般・全日・長期利用割引(同じ目的で30日以上連続使用の場合)	250,000円	/日

1 ホール・CIQ利用料には、備品使用料・立会い技術料(1名)を含みます。椅子・テーブルなどの設営は含まれておりません。一般利用とは、2の市民利用以外の利用者の方をいいます。

大さん橋ホール CIQプラザ (市民利用) 2	市民・全日・土日祝日(催事本番) 09:00-22:00	50,000円	/日
	市民・全日・平日(催事本番) 09:00-22:00	40,000円	/日
	市民・全日・土日祝日(準備・撤去のみ) 09:00-22:00	25,000円	/日
	市民・全日・平日(準備・撤去のみ) 09:00-22:00	20,000円	/日

2 ホール・CIQ利用料には、備品使用料・立会い技術料(1名)を含みます。椅子・テーブルなどの設営は含まれておりません。市民利用とは、横浜市内に住所若しくは勤務場所を有する方又は横浜市内の高等学校などの生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の高等学校に相当する課程に在学する方、大学の学生若しくはこれらに準ずると認められる方で、16歳以上の方が入場料その他これに類するもの(ケータリングサービスの使用など)を会合及び催し物などに参加する方から徴収せずに、又は営利を目的とせずにご利用することです。

大さん橋ホール CIQプラザ (市民利用)	市民・昼間・土日祝日(09:00-17:00)	3,750円	/時間
	市民・昼間・平日(09:00-17:00)	3,000円	/時間
	市民・夜間・土日祝日(17:00-22:00)	25,000円	/日
	市民・夜間・平日(17:00-22:00)	20,000円	/日
大さん橋ホール (市民利用のみ) CIQプラザ	ホールを100平方メートル単位で使用する場合(第1ホールの一般利用を除く。)利用料の額は、100平方メートルにつき20分の1を乗じて得た額(長期割引、各種サービス料金を除く)とします。詳しくは御相談下さい。		/100㎡・日 /100㎡・日
大さん橋ホール CIQプラザ ウィークサービス	同じ目的で7日以上30日未満の利用 平日本番日に限定で5%サービス	380,000円	平日本番日のみ
大さん橋ホール CIQプラザ ピクニックサービス	最終利用日から起算して1年半以内に利用 平日本番日に限定5%サービス	380,000円	平日本番日のみ
カウンター使用	受付等で1カウンターごとの貸出し	1,000円	/台
出入国ロビー	物販及びイベント等に1㎡で使用(クルーズデッキを含む)	250円	/㎡
	船会社、船代理店が待合所として利用する場合(約200平方メートル使用)	50,000円	/200㎡・日
屋上広場	催事等で使用(入場料等の徴収する場合もしくは、営利目的)	60円	/㎡
	催事等で使用(入場料等を徴収しない場合もしくは、非営利目的)	15円	/㎡
部屋貸出	VIP室(T3)(山下側) 53㎡ 9:00~21:00	13,000円	室
	会議室(T5)(新港側) 46㎡ 9:00~21:00	11,000円	室
	会議室(T4)(新港側) 34㎡ 9:00~21:00	8,000円	室
	控え室(山下側) 16㎡ 9:00~21:00	4,000円	室
商業目的撮影	静止画	15,000円	4時間未満
	静止画	30,000円	4時間以上
	動画	30,000円	4時間未満
	動画	60,000円	4時間以上

表3 公開時間外諸経費（消費税込み）

設営撤去を含みホール使用（公開時間）は09：00-22：00となります。やむをえず時間外発生時については以下の諸経費を別途申し受けます。ただし、設営撤去の延長使用は7:00-9:00、22:00-24:00を限度といたします。

項目	内容など	金額	単位
ホール共益費	空調、照明	4,000円	/時間
CIQ共益費	空調、照明	2,000円	/時間
時間外管理費	早朝（7～9時）深夜（22～24時）に公開する場合	47,000円	/回
警備料	資材の搬入出方法や催事の内容により異なります。	15,000円より	

表4 予約金のお支払い

予約料 (利用料前納)	・1年半前～半年前に申込:利用承認書受領後1ヶ月以内で当事業体が指定した日までに利用料50%入金 残金1ヶ月前までに入金(それぞれ返金不可)				
	・半年前～3ヶ月前に申込:利用承認書受領後1ヶ月以内で当事業体が指定した日までに利用料50%入金 残金1ヶ月前までに入金(それぞれ返金不可)				
	・3ヶ月前～2ヶ月前に申込:利用承認書受領後1ヶ月以内に利用料全額入金 (返金不可)				
納入例					
曜日	種別	利用料金	50%入金	利用1ヶ月前残額	備考
土日祝日	本番	500,000円	250,000円	(残250,000円)	
平日	本番	400,000円	200,000円	(残200,000円)	
土日祝日	準備・撤去	250,000円	125,000円	(残125,000円)	
平日	準備・撤去	200,000円	100,000円	(残100,000円)	

表5 オプションサービス（消費税込み）

項目	内容	金額	単位
立会い技術料	・音響オペレート料 全日・土日祝日(催事本番)	35,000円	/(10時間・1人)
	・音響オペレート料 全日・平日(催事本番)	33,000円	/(10時間・1人)
	・照明オペレート料 全日・土日祝日(催事本番)	35,000円	/(10時間・1人)
	・照明オペレート料 全日・平日(催事本番)	33,000円	/(10時間・1人)
設営撤去費	・要望される内容により異なりますのでご相談ください。	120,000円より	
巡回清掃費	・主催者からの開催中のトイレ消耗品補充や清掃	18,000円より	
警備料	・主催者からの要望(消防署からの要請等)で警備が必要な場合。	15,000円より	
臨時電話	・1回線(通話料、通信料は別途請求となります。)	25,000円より	
電気工事費	・主催者のご要望やレイアウトにより異なります。(要相談)	30,000円より	
ゴミ処理 実費精算	お持ち帰りの場合は発生いたしません。 一般ゴミ 空き缶 空き瓶 ペットボトル ダンボール ゴミは分別したうえで、所定の場所までお運びください。	320円 360円 400円 220円 20円	/袋(90L) /袋(90L) /袋(90L) /袋(90L) /kg

表 - 6 駐車場料金表

項目	内容	金額(円)	備考
駐車場			
(一般)	1時間/500円以降、30分あたり250円加算、2時間以降 24時間まで1,000円とする	500	1時間
(船客)	3時間/500円以降、24時間まで1,000円とする	500	3時間
自動二輪車	1台1日1回につき70円とする	70	1日1回につき
バス	大型・小型・マイクロ	1,000	1時間
回数券 (500円券)	額面 25,000円 50枚(2割引) (5,000円お得)	20,000	50枚
	額面 50,000円 100枚(2割引) (10,000円お得)	40,000	100枚
	額面 125,000円 250枚(3割引) (37,500円お得)	87,500	250枚
	額面 250,000円 500枚(4割引) (100,000円お得)	150,000	500枚
	額面 500,000円 1000枚(6割引)(300,000円お得) ショップ会など販促配布用ですので、一般には販売 していません。	200,000	1000枚
駐車場 パスポート	1ヶ月単位で販売	25,000	1枚(一般)
(定期券)	一般:半年パスポート 額面 150,000円 120,000円	120,000	6カ月(一般)
	一般:1年パスポート 額面 300,000円 220,000円	220,000	1年(一般)
駐車場パスポート	ターミナルショップ会、入居者スタッフ対応:年間パスポート 額面 300,000円 100,000円	100,000	12ヶ月(ショップ 会など)
再発行手数料	定期券紛失時の再発行手数料(ショップ対応の年間パス ポートも同額)	1,000	1枚(一般・ショッ プ)